

広島県告示第二百十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年三月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
向田北地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号から七号までを平成二年十月十八日広島県告示第千五十八号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。
ただし、標柱五号、六号及び七号は告示で指定した土地に存する標柱三号、二号及び一号と同一とする。

安芸郡		郡市・区	町・丁目	字	地番	標柱番号
坂町	坂町小屋浦三丁目			向田平	一〇四二〇番一	標柱一号
					一〇九五番	標柱二号
					一〇九七番一	標柱三号
					一〇九七番一	標柱四号から六号まで
					一〇四三二番一	標柱七号